

改正派遣法に基づくマージン率等の情報公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

下記、情報を提供いたします。

1.労働者派遣の実績およびマージン率等

【時期】令和4年度 4月1日時点

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

【マージン率】

派遣労働者数	6人
派遣先の会社数	4社
労働者派遣の料金	25,053円（1日8時間当たりの平均）
派遣労働者の賃金	13,877円（1日8時間当たりの平均）
マージン率	44.6%
待遇決定方式	労使協定方式（協定書の有効期間終期：令和5年3月31日）
協定労働者の範囲	派遣業務に従事する全ての労働者

※マージン率に含まれるもの

- ・雇用主として負担する社会保険料（労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険等）
- ・派遣労働者の交通費、年次有給休暇、慶弔休暇に充当した費用
- ・派遣労働者の研修参加費に充当した費用
- ・退職金積立費
- ・営業管理・採用活動、事業運営費等にあたる労働者の人件費
- ・営業利益

2.教育訓練に関する事項

入社時、情報セキュリティ、階層別、職種別、教育訓練を実施しています。